

第 2 章 輸出通関関係手続

システムを使用して海上貨物に係る次の手続を行う場合は、この章の定めるところによる。

- ・ 関税法第 62 条の 3（保税展示場に入れる外国貨物に係る手続）
- ・ 関税法第 63 条（保税運送）
- ・ 関税法第 67 条（輸出又は輸入の許可）
- ・ 関税法第 67 条の 2（輸出申告又は輸入申告の手続）
- ・ 関税法第 67 条の 3（輸出申告の特例）
- ・ 関税法第 75 条（外国貨物の積戻し）
- ・ 関税法第 98 条（開庁時間外の事務の執行の求め）

ただし、別紙 1（輸出申告等に係るシステム処理対象外申告等一覧表）に掲げる条件に該当する申告又は申請及びこの章第 9 節（別送品輸出申告手続）のシステム処理対象外の条件に該当する申告又は申請については、システムを使用して行うことができないことから、書面により行う。

第 1 節 貨物情報登録手続

輸出又は積戻しを行う貨物（郵便物は除く。）の品名、個数、重量及び仕向地等の情報（以下この章において「貨物情報」という。）をシステムに登録する場合は、税関手続関連（海上編）－貨物関係手続－第 2 章第 2 節（輸出貨物情報登録手続）の定めるところによる。